

重要なお知らせ

◎技能検定手数料の納入方法の統一について

令和5年度前期から、受検手数料の納入方法が銀行振込のみの取扱いに統一されました。これに伴い、振込先の口座も変更となり、今までお使いいただいていた郵便払込票（当協会専用）は使用できなくなりますのでご注意ください。

詳しくは3ページ“(3) 受検手数料（申請者全員）の納入方法等”に記載がございますので、ご不便をおかけいたしますが、お間違いのないようお願いします。

◎実技試験受検手数料の一部軽減措置の変更について

令和4年度前期から、2級及び3級の実技試験受検手数料の一部軽減措置が変更されました。

軽減対象者は、25歳未満の在職中の方※で、次の①又は②のいずれかに該当する方です。

- ① 日本国籍を有する者
- ② 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第二に規定する永住者等

※具体的には、令和5年度後期の軽減対象者は平成10年4月2日以降に生まれた方で、かつ、受付期間の受検申請日において雇用保険被保険者である方となります。受検手数料の軽減対象者は、21ページ別紙1の在職証明が必要となりますのでご注意ください。

軽減対象者の受検手数料は、6～9ページの受検手数料（実技）の下欄の金額となりますので、必ずご確認のうえ誤りの無いようお願いします。

◎新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

- ① 受検申請いただいた場合でも、新型コロナウイルス感染症の流行状況によっては、流行地域にある都道府県からの在住者及び在勤者の受検については、制限させていただく場合もございますので、予めご了承ください。
- ② 技能検定の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じて各種対応策を講じてまいります。
受検者の皆様からも極力郵送により申請いただくことや、試験会場でのマスク着用などにご協力いただくこともございますが、何卒ご理解願います。
なお、上記①及び②については、今後の政府見解等により大きく変更される場合がありますので、当協会HP、新着情報を逐次チェックしてくださるようお願いいたします。

◎必ずお読みください

- ① 受検申請手続きは、受付の混雑する受付最終日近くを避けて、なるべく早めに提出してください。
- ② 学科・実技の両方の免除を受ける方は、6～9ページに掲げる検定職種以外の職種（作業）についても受付期間内に申請ができます。
- ③ 申請書を受理した後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも受検手数料はお返しできませんのでご了承ください。
- ④ 新型コロナウイルスの影響（試験会場や検定委員を確保できない場合など）による試験の中止、受検申請者が著しく少ない場合の実技試験のとりやめ、及び設備等の関係による実技試験受検者数の制限などの場合は、受検手数料を返却いたします。なお、受検手数料の返還の詳細については、当協会ホームページにて『受検手数料返還基準』として掲載しています。
- ⑤ 同時に2作業以上申請したい場合は、必ず試験日の情報を事前に当協会へご確認ください。（事前の連絡をいただけない場合、実技試験日が重なり受検できなくなる恐れがあります）